

平成29年6月30日裁決

主文

本件再審査請求を棄却する。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、請求人の姉であるとするA(以下「亡A」という。)が受給していた厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)による遺族厚生年金、国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)による改正前の国民年金法(以下「旧国年法」という。)及び厚年法(以下「旧厚年法」という。)に基づく通算老齢年金(以下、それぞれ「旧国通老年金」、「旧厚通老年金」という。)に係る後記第3の2記載の未支給年金・保険給付(以下「本件未支給給付」という。)の支給を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

- 1 亡Aは、遺族厚生年金、旧国通老年金及び旧厚通老年金の受給権者であったところ、平成〇年〇月〇日、〇〇において死亡した。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、厚生労働大臣に対し、本件未支給給付の請求を行い、同年〇月〇日付で戸籍の続柄が確認できないとして返戻されていたところ、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、亡Aの妹であるとして、国民年金・厚生年金保険未支給年金・保険給付請求書(以下「未支給年金・保険給付請求書」という。)により本件未支給給付の支給を請求した。
- 3 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、未支給年金・保険給付を請求できる遺族の範囲(受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹)に該当していないとして、本件未支給給付をそれぞれ支給しない旨の3個の処分(以下、併せて「原処分」という。)

をした。

- 4 請求人は、原処分を不服として、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し再審査請求をした。

第3 当審査会の判断

- 1 平成24年法律第62号による改正前の厚年法第37条第1項及び旧厚年法第37条第1項には、それぞれ保険給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき保険給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の保険給付(以下「未支給保険給付」という。)の支給を請求することができると規定されている。
- 2 旧国年法第19条第1項には、年金給付の受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の年金給付(未支給保険給付と併せて「未支給年金・保険給付」という。)の支給を請求することができると規定されている。
- 3 請求人の未支給年金・保険給付請求書によると、請求人は亡Aの妹として請求しているが、添付された亡Aを筆頭者とする除籍の全部事項証明(平成〇年〇月〇日付)によると、亡Aは、父Bと母Cの三女として大正〇年〇月〇日に出生していることが認められる。また、Dを筆頭者とする戸籍の全部事項証明(平成〇年〇月〇日付)によると、請求人は、父Eと母Fの長女として昭和〇年〇月〇日に出生していることが認められる。

請求人は、GはB・Cの子であり、戸籍上はE・Fの子として届け出られたが、Eが事故死したため、〇歳の時にH家に

戻され、以後H家の娘として養育されたのであり、請求人と亡Aは実の姉妹であると主張する。確かに、本件記録によれば、亡Aは、生前請求人と同居しており、亡Aの死亡届は請求人がしたことが認められるほか、亡Aの平成〇年〇月〇日付遺言公正証書には、「遺言者は……一切の財産を、遺言者の妹Iに遺贈する。」「但し、IはG遺言者の妹であるので、戸籍謄本等により姉妹関係が立証されたときは、右「遺贈する」との文言を「相続させる」に改める。」との記載があることが認められる。しかしながら、請求人とB・Cとの間に生物学上の親子関係があることを認めるに足りる客観的な資料は皆無であり、前記の遺言書等の記載から、戸籍上の記載を覆してまで請求人がB・Cの子であることを認めることはできないといわざるを得ない。

よって、戸籍の記録における両者の関係を覆すに足りる資料はなく、亡Aと請求人の間に姉妹関係があるということはない。

- 4 そうすると、原処分は適法かつ妥当なものであり、請求人の再審査請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり裁決する。